

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	電気工事士法	根拠条項	資料番号	50	担当課	消防防災安全課
			4-3②	許認可等の内容	第一種電気工事士に係る知識及び技能の認定	
<p>○電気工事士法 (昭和三十五年八月一日法律第百三十九号) (電気工事士免状)</p> <p>第四条 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。</p> <p>2 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。</p> <p>3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。</p> <p>一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し経済産業省令で定める実務の経験を有する者</p> <p>二 <u>経済産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者</u></p> <p>○電気工事士法施行規則 (昭和三十五年九月三十日号外通商産業省令第九十七号) (第一種電気工事士の認定の基準)</p> <p>第二条の五 法第四条第三項第二号の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。</p> <p>一 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) 第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気主任技術者免状 (以下「電気主任技術者免状」と総称する。) の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者資格検定規則 (昭和七年逓信省令第五十四号) により電気事業主任技術者の資格を有する者 (以下単に「電気事業主任技術者」という。) であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となつた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に五年以上従事していたもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの</p> <p>○電気工事士法施行規則第二条の五第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める資格 (平成十二年十二月二十八日号外通商産業省告示第九百二十九号)</p> <p>電気工事士法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第九十七号) 第二条の五第二号の規定に基づき、同号の経済産業大臣が定める資格を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>なお、昭和六十三年通商産業省告示第三百五十二号 (電気工事士法施行規則第二条の五第二号の規定に基づく通商産業大臣が定める資格) は、平成十三年一月五日限り、廃止する。</p> <p>電気工事士法施行規則 (以下「規則」という。) 第二条の五第二号の経済産業大臣が定める資格は、社団法人日本電気協会又は財団法人電気技術者試験センターが行った高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、当該試験に合格した後、規則第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年</p>						

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	電気工事士法	根拠条項	資料番号	50	担当課	消防防災安全課
			4-3②	許認可等の内容	第一種電気工事士に係る知識及び技能の認定	
以上の実務の経験を有していることとする。						
○電気工事士の認定を受けることができる者の資格を指定（昭和三十六年七月二十五日通商産業省告示第三百八十号） 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第四条第五号〔現行＝四号＝昭和三十七年一月通商産業省令一二八号により改正〕の規定に基づき、電気工事士の認定を受けることができる者の資格を次のように定める。 昭和二十四年六月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間において中国電力株式会社の支店の長が行なう電気工事員の技能認定を受けていること。						
○電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号） （主任技術者免状） 第四十四条 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。 一 第一種電気主任技術者免状 二 第二種電気主任技術者免状 三 第三種電気主任技術者免状 四 第一種ダム水路主任技術者免状 五 第二種ダム水路主任技術者免状 六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状 2 主任技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣が交付する。 一 主任技術者免状の種類ごとに経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者 二 前項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状にあつては、電気主任技術者試験に合格した者						